

介護予防訪問型サービス重要事項説明書

〈令和7年4月1日から適用〉

1. 社会福祉法人清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所の概要

(1) 事業所の特徴

社会福祉協議会では、訪問介護事業のほか、在宅福祉サービス、生活困窮者の援助事業、ボランティア活動、福祉団体の活動支援など幅広い分野の事業を行っており、訪問介護にあたり、これら事業との連携によりきめ細かなサービスを提供してまいります。

(2) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他全般にわたる援助を行う。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 当事業所の概要

(1) サービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
所在地	清里町羽衣町35番地35
介護保険事業所番号	訪問介護 0175300151
サービスを提供する地域	清里町・斜里町・小清水町の区域

(2) 職員の職種、人員、及び職務内容

職 種	人員	勤務体制	業 務 内 容
管 理 者	(1)	常 勤 (兼 務)	事業所運営の総括、指揮命令を行う
サービス提供責任者	1名 以上	常勤・常勤 兼務含む	事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う
訪問介護員 (ホームヘルパー)	2.5名 以上	常 勤 ・ 非常勤	介護予防訪問型サービスの提供を行う
事務職員等	(1)	(兼務)	清里町社会福祉協議会職員が兼ねる

・ 営業日及び営業時間（緊急時の連絡先を含む）

・ 営業日 12月30日から1月5日（年末年始）までを除く全日。

・ 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。

※利用者が希望する場合、上記の営業日及び営業時間以外でも、契約により訪問しますのでご相談下さい。

・ 連絡先

社会福祉法人清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所(介護予防訪問型サービス)
電話 22-4840

3. 当事業所が提供するサービス提供責任者

- ・ 社会福祉法人清里町社会福祉協議会 (介護予防訪問型サービス)
- ・ 氏名 吉 田 し げ み
- ・ 連絡先 電話 22-4840

- ・ 社会福祉法人清里町社会福祉協議会 (介護予防訪問型サービス)
- ・ 氏名 鈴 木 裕 介
- ・ 連絡先 電話 22-4840

4. サービス内容

〈身体介護〉

- | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 排泄介助 | <input type="checkbox"/> 食事介助 | <input type="checkbox"/> 入浴介助 | <input type="checkbox"/> 手浴・足浴介助 |
| <input type="checkbox"/> 清拭(全・一部) | <input type="checkbox"/> 身体整容 | <input type="checkbox"/> 更衣介助 | <input type="checkbox"/> 体位変換 |
| <input type="checkbox"/> 移乗・移動介助 | <input type="checkbox"/> 通院・外出介助 | <input type="checkbox"/> 寝具交換 | <input type="checkbox"/> 服薬介助・確認 |
| <input type="checkbox"/> 水分補給 | <input type="checkbox"/> 服薬介助・確認 | <input type="checkbox"/> 口腔ケア | <input type="checkbox"/> 家事促し |
| <input type="checkbox"/> 血圧・体温測定 | <input type="checkbox"/> 体調確認 | <input type="checkbox"/> その他() | |

〈生活援助〉

- | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 掃除 | <input type="checkbox"/> 洗濯 | <input type="checkbox"/> 調理・配膳 | <input type="checkbox"/> 寝具交換 |
| <input type="checkbox"/> 衣類の整理 | <input type="checkbox"/> 買い物 | <input type="checkbox"/> 薬の受取・確認 | <input type="checkbox"/> 金融機関 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ出し・分別 | <input type="checkbox"/> 冷蔵庫整理 | <input type="checkbox"/> 用足し | <input type="checkbox"/> その他 |

〈通院等乗降介助〉

5. 利用料金

(1) 利用料(基本)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、各利用者の介護負担割合に記載された負担割合に乗じた額です。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(2) 利用料減免の特別対策等

低所得者利用者負担対策等に該当する方は、利用料が減額されます。お客様から町より発行された「減額・免除認定証」の提示を受け確認の上、減免後の利用料を適用いたします。

- ① 社会福祉法人による生活困窮者利用者負担減免対策
基本料金の3%
- ② 離島地域等の特別地域加算(15%)利用者負担減額措置
基本料金の9%

(3) 生活保護世帯の利用料

介護扶助により公費負担となりますので、利用者の直接の負担はありません。
※契約期間中に生活保護の新規認定・廃止など変更がありましたら、必ず自業業者に申し出下さい。

[料金表]

サービス区分	期 間	利用料金
週に1回程度のサービス利用(Ⅰ)	1月につき	16,240円
週に2回程度のサービス利用(Ⅱ)	1月につき	32,440円
週に3回以上のサービス利用(Ⅲ) 『要支援2に限る』	1月につき	51,490円
初回加算	初回時1回	2,000円

※初回加算は、新規にサービスが提供することとなった場合となります。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、並びに介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。

※2か月以上の利用がなく再開した場合にも初回加算が加算されます。

（４）キャンセル料

- ① お客様の都合により急なキャンセルの場合（サービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
お客様の病状の急変など緊急やむを得ない場合は不要です。
- ② キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡願います。
（連絡先：電話 22-4840まで）

利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の当日までに連絡がなかった場合	一律1,000円

6. 苦情受付窓口

①当事業所における苦情の受付窓口

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人清里町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

（職氏名）苦情等相談担当者 事務局次長 北川 円 佳

○受付時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時

○電話番号 0152-22-4840

②行政機関その他苦情受付機関

（１）清里町保健福祉課 福祉介護グループ

所在地 斜里郡清里町羽衣町35番35

電話番号 0152-25-3847

F A X 0152-25-2137

（２）斜里町役場 民生部 保健福祉課 総合相談係

所在地 斜里郡斜里町青葉町40番2

斜里町総合保健福祉センター ぽると21

電話番号 0152-23-6644

F A X 0152-23-6670

（３）小清水町役場 保健福祉課 介護保険係

所在地 斜里郡小清水町元町2丁目1番1号

電話番号 0152-62-4473

F A X 0152-62-4198

（４）北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話番号 011-231-5161（代表）

7. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は事業者・利用者の家族・地域包括支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講ずるものとします。

また、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、町や保健所へ報告します。

8. 虐待に関する対策

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、虐待防止委員会を設置し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 鈴木 裕 介

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備します。

（４）従業者に対する虐待防止の啓発・普及する為の研修を実施及び指針の整備をします。

（５）サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者（利用者家族を現に養護す

る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束適正化

事業者は、原則として利用者に対しての身体拘束を行いません。事業者として身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行うために身体拘束委員会を設置し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のために指針を整備します。
- (2) 従業者に対し、身体拘束の適正化の為の研修を実施します。
- (3) 自傷他害などのおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は利用者に対して説明し同意を得たうえで次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様などについての記録を行います。

(1) 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または、他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
(2) 非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
(3) 一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続の計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するに感染対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。

他、指針の整備、研修を実施します。また、感染症発生時に対しては業務継続計画に基づいて対応します。

12. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13. 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施状況				
	なし	あり	実施した年月日	
			実施した評価機関の名称	
			当該結果の開示状況	
			なし	あり

令和 年 月 日

介護予防訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

○事業者
(事業者名) 社会福祉法人 清里町社会福祉協議会
指定訪問介護事業所(介護予防訪問型
サービス)

(住所) 斜里郡清里町羽衣町35番地35
(代表者名) 会長 横井英治 印

○説明者
社会福祉法人 清里町社会福祉協議会
指定訪問介護事業所(介護予防訪問型
サービス)
職名
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防訪問型サービスについての重要事項の説明を受けました。

○利用者
(住所)
(氏名) 印

○代理人
(住所)
(氏名) 印